

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月12日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削り、同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後  |  | 改正前  |  |
|--|--|--|--|
| <b>別表</b>  |  | <b>別表</b>  |  |
| 種別   | 警察本部長が専決できる事務  | 種別   | 警察本部長が専決できる事務  |
| (略)  |  | (略)  |  |
| 風適<br>俗正<br>営化<br>業等<br>等<br>に<br>の<br>関<br>規<br>す<br>制<br>及<br>法<br>び<br>律<br>業<br>関<br>務<br>係<br>の | (1)～(46) (略)<br><u>(46)の2 風営適正化法第38条第1項の<br/>規定による少年指導委員の委嘱</u><br>(47)～(83) (略) | 風適<br>俗正<br>営化<br>業等<br>等<br>に<br>の<br>関<br>規<br>す<br>制<br>及<br>法<br>び<br>律<br>業<br>関<br>務<br>係<br>の | (1)～(46) (略)<br><br>(47)～(83) (略)  |
| (略)  |  | (略)  |  |
| 古<br>物<br>営<br>業<br>法<br>関<br>係  | (1)～(24) (略)<br><u>(25)から(28)まで 削除</u><br><br>(29)～(63) (略)                      | 古<br>物<br>営<br>業<br>法<br>関<br>係  | (1)～(24) (略)<br><br><u>(25) 古物営業法の一部を改正する法律<br/>(平成30年法律第21号。以下「改正古物<br/>法」という。)附則第2条第1項の規定<br/>による主たる営業所等の届出の受理</u><br><u>(26) 改正古物法附則第2条第2項の規<br/>定による他の公安委員会への通知及び<br/>他の公安委員会からの通知の受理</u><br><u>(27) 改正古物法附則第3条第2項の規<br/>定による新許可証交付申請書の受理</u><br><u>(28) 改正古物法附則第3条第3項の規<br/>定による許可証の交付</u><br>(29)～(63) (略) |
| (略)  |  | (略)  |  |
| 道<br>路<br>交  | (1)～(4) (略)<br><u>(4)の2 道交法第5条第2項の規定によ<br/>り信号機の設置を委任された者が設置</u>                 | 道<br>路<br>交  | (1)～(4) (略)  |

|  |  |
|--|--|
| 通<br>法<br>関<br>係   | <p>した信号機の廃止（道路工事等特定の目的のために設置した信号機であって、一定期間で撤去することを前提としたものに限る。）</p> <p>(5)～(117) (略)</p> <p>(118) 道交法第108条の3の5の規定による自転車運転者講習の受講命令</p> <p>(119) 道交法第108条の3の6の規定による自転車運転者講習の受講命令等の国家公安委員会への報告</p> <p>(120)～(208) (略)</p> <p>(209) 削除</p> <p>(210)～(223) (略)</p> |
| (略)  |  |
| 地法<br>域関<br>再係<br>生  | (略)  |
| 都係<br>市<br>再<br>生<br>特<br>別<br>措<br>置<br>法<br>関                      | <p>(1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第11項及び第22項の規定に基づく都市再生整備計画に記載する事項に関する市町村との協議</p> <p>(2) 都市再生特別措置法第81条第7項の規定に基づく立地適正化計画に記載する事項に関する市町村との協議</p> <p>(3) 都市再生特別措置法第117条第1項に規定する市町村都市再生協議会における協議</p>   |
| 流化<br>通の<br>業促<br>務進<br>のに<br>総関<br>合す<br>化る<br>及法<br>び律<br>効関<br>率係 | <p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第8項の規定に基づく国土交通大臣からの意見照会の受理及び意見を聴かれた場合における意見の提出</p>  |
| 地<br>域<br>公<br>共<br>交<br>通<br>の                                      | <p>(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。）第5条第10項の規定に基づく地域公共交通計画の作成に伴う地方公共団体との協議及び同条第11項の規定に基づく地域公共交通計画の受理（これら</p>  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 通<br>法<br>関<br>係    | <p>(5)～(117) (略)</p> <p>(118) 道交法第108条の3の4の規定による自転車運転者講習の受講命令</p> <p>(119) 道交法第108条の3の5の規定による自転車運転者講習の受講命令等の国家公安委員会への報告</p> <p>(120)～(208) (略)</p> <p>(209) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に基づく地域公共交通網形成計画の作成等に伴う意見の提出</p> <p>(210)～(223) (略)</p> |
| (略)                 |  |
| 地法<br>域関<br>再係<br>生 | (略)  |

活性化及び再生に関する法律関係

- の規定を同条第13項において準用する場合を含む。)
- (2) 地域公共交通活性化再生法第6条第3項の規定に基づく地方公共団体からの通知の受理及び同条第4項の規定による協議会における協議
  - (3) 地域公共交通活性化再生法第8条第3項の規定に基づく軌道運送高度化実施計画の策定に伴う意見の提出及び同条第5項の規定に基づく軌道運送高度化実施計画の受理（これらの規定を同条第6項において準用する場合を含む。）
  - (4) 地域公共交通活性化再生法第13条第3項の規定に基づく道路運送高度化実施計画の策定に伴う意見の提出及び同条第5項の規定に基づく道路運送高度化実施計画の受理（これらの規定を同条第6項において準用する場合を含む。）
  - (5) 地域公共交通活性化再生法第27条の2第4項の規定に基づく地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に伴う意見の提出及び同条第5項の規定に基づく地域旅客運送サービス継続実施計画の受理（これらの規定を同条第6項において準用する場合を含む。）
  - (6) 地域公共交通活性化再生法第27条の8第3項の規定に基づく貨客運送効率化実施計画の策定に伴う意見の提出及び同条第4項の規定に基づく貨客運送効率化実施計画の受理（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）
  - (7) 地域公共交通活性化再生法第27条の16第4項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画の策定に伴う意見の提出及び同条第5項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画の受理（これらの規定を同条第6項において準用する場合を含む。）
  - (8) 地域公共交通活性化再生法第36条の4第3項の規定に基づく地方公共団体からの通知の受理及び同条第4項の規定による協議会における協議
  - (9) 地域公共交通活性化再生法第14条第4項、第27条の3第4項、第27条の9第6項、第27条の17第4項及び第30条第5項の規定に基づく国土交通大臣からの意見照会の受理及び意見を聴かれた場合における意見の提出

|   |   |   |            |
|---|---|---|------------|
| <p>文化観光拠点の施設進をに中関核すとり法た律地関域係ににお</p>         | <p>(1) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「文化観光推進法」という。）第4条第1項及び第5条第1項の規定により、拠点計画の作成及び変更が行われる場合における協議</p> <p>(2) 文化観光推進法第4条第3項の規定により主務大臣が拠点計画の認定を行う場合における協議（第5条第2項において準用する場合を含む。）</p> <p>(3) 文化観光推進法第12条第1項及び第13条第1項の規定により、地域計画の作成及び変更が行われる場合における協議</p> <p>(4) 文化観光推進法第12条第4項の規定により主務大臣が地域計画の認定を行う場合における協議（第13条第2項において準用する場合を含む。）</p> |   |            |
| (略)   | (略)   | (略)   | (略)        |
| <p>重無要人施機設等のの周飛辺行地の域禁の止上に空関にすおるけ法る律小関型係</p> | <p>(略)</p>  | <p>重無要人施機設等のの周飛辺行地の域禁の止上に空関にすおるけ法る律小関型係</p> | <p>(略)</p> |
| <p>指の定通司知法関警係察員の指定及び</p>                    | <p>(1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第2項、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第19条第3項、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第23条第1項及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条第1</p>  |   |            |

|  |  |  |
|--|--|--|
| 地方<br>裁<br>判<br>所<br>へ<br>の<br>指<br>定<br>等 | 項に規定する指定司法警察員の指定<br>(2) 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第141条の2（犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成11年最高裁判所規則第10号）第23条において準用する場合を含む。）及び犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号）第2条第2項の規定による地方裁判所への指定司法警察員の指定及び変更の通知 |  |
|--|--|--|

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。